

静岡県告示第590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成29年7月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社アース	藤枝市志太585番地の1	スキルアップスクール SES 島田校	島田市東町1217番地	平成29年7月1日	自立訓練（生活訓練）	特定なし
社会福祉法人草笛の会	菊川市上平川7番地の1	アフターケアセンターくさぶえ	菊川市上平川76番地	平成29年7月1日	短期入所	知的障害者
ハートワーム株式会社	裾野市葛山125番地の1	ハートワーム長泉	駿東郡長泉町納米里78-14	平成29年7月1日	就労継続支援B型	特定なし
一般社団法人ひかり	伊東市川奈1261番地の77	梅染工房ひかり	伊東市川奈1261番地の37	平成29年7月1日	就労継続支援B型、就労移行支援	聴覚障害、知的障害、身体障害